

# POLICE 情報

令和6年  
9月号

- ◆ 自治体広報紙等活用版
- ◆ 秋の全国交通安全運動

… P. 1

… P. 2

**秋の全国交通安全運動**

**9月21日**  
交通安全意識を高める日

**9月30日**  
交通事故死ゼロを目指す日

### こんにちは県警です

#### サンテレビ

毎月第1土曜日  
午前8時30分～(15分間)  
9月の放送は9月7日(土)

### パトロールニュース

#### ラジオ関西

558 KHzで放送中↓  
毎週月曜日  
午後0時15分ころ～(約2分間)

**ラジオ関西**  
毎週月曜日  
(月曜日が祝日のときは休み)  
午後0時15分ころから

### ひょうご防犯ネット

#### 防犯情報等配信システム

犯罪・防犯情報などをメール配信！  
[support@police.pref.hyogo.lg.jp](mailto:support@police.pref.hyogo.lg.jp)  
(に空メール送信で簡単登録！)

### 兵庫県警察ホームページ

#### 兵庫県警察を紹介

兵庫県警察  検索

県警からのお知らせなど  
役立つ情報を配信中！

### 兵庫県警察公式アカウント

防犯・交通・イベント・採用案内など  
県警からのお役立ち情報を配信中！

右側の二次元コードをチェック→  
ぜひ登録してください！

兵庫県警察 Facebook  
兵庫県警察 X(旧Twitter)  
兵庫県警察 Youtube  
兵庫県警察 Instagram

兵庫県警察本部県民広報課



自治体広報紙等活用版



**【秋の全国交通安全運動】**

運動期間 令和6年9月21日(土)から9月30日(月)

- 「交通安全意識を高める日」 9月21日(土)
- 「交通事故死ゼロを目指す日」 9月30日(月)

## 歩行者の安全確保

### 明るい服装と反射材の活用

歩行者の方は早朝、薄暮、夜間等に外出する際は

**明るい服装**（白色、黄色等）、**反射材**を着用しましょう。



## Information

兵庫県警察

### 🚗 夜間の服装大丈夫ですか？

服装の色別に見えやすさを比べて見ると…

ライトなし	ライト点灯
黒色 みどり 赤色 青色 白色 黄色	黒色 みどり 赤色 青色 白色 黄色

ライトなしで見えやすい色は **白色 黄色** 色で見え方が違う  
見えにくい色は黒色、**緑色、赤色、青色**

**ココ重要!!**

**「薄暮・夜間はつけたヒカリが命を守る！」**

人がいるの 見えますか？

反射材入っきの靴

### 明るい服装と反射材用品の着用!

※ドライバーはハイビームの活用をお願いします

横断歩道合図（アイズ）運動プラス推進中!!

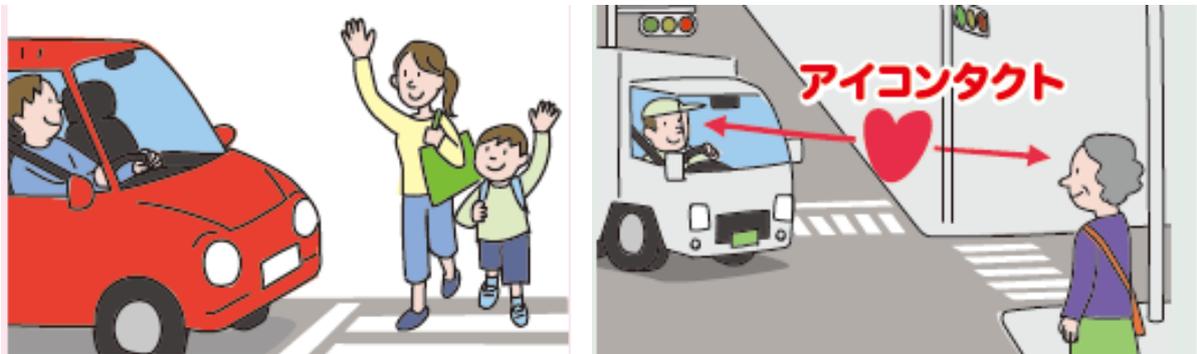
横断歩道合図（アイズ）運動に横断歩道手前減速運動をプラス!  
特に信号機のない横断歩道において実践しよう!!

■ 横断歩道合図（アイズ）運動プラス

横断歩道合図（アイズ）運動に横断歩道手前減速運動をプラスし、横断歩道合図（アイズ）運動プラスとして県下全域で推進しています!

◇ 横断歩道合図（アイズ）運動とは・・・

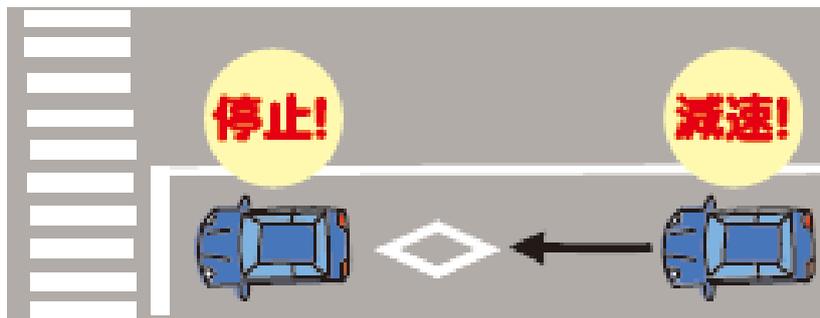
- 横断歩道を渡る場合、歩行者の方は手を挙げてドライバーに横断合図（手を挙げる動作とアイコンタクト）をしましょう!
- ドライバーの方は、確実に一時停止して歩行者に対して「渡ってください」の横断合図（手を挙げる動作とアイコンタクト）をしましょう!



◇ 横断歩道手前減速運動とは・・・

ダイヤモンド（この先に横断歩道または自転車横断帯があること）を見たらアクセルから足を離し、その先の横断歩道に歩行者等がいた場合に確実に停止できる準備をしましょう!

※ 歩行者がいないことが明らかでない場合も同様です。



## おもいやり横断歩道を指定

- 「渡れない横断歩道の情報提供メールBOX」により提供された情報や、各警察署の管内の交通情勢、住民の要望等により交通安全対策が必要と認められる横断歩道のうち、主に子どもが登下校時に通学路として利用する横断歩道を中心に県下61か所（6月末現在）が指定されています。
- 「おもいやり横断歩道」に指定された横断歩道付近の支柱等に、下記シートやステッカーが貼付等されます。↓↓↓



## 「横断歩道 歩行者優先宣言」賛同事業所の募集

### ■ 目的

ドライバーの横断歩道での歩行者優先意識を徹底するため、事業者が「横断歩道 歩行者優先宣言」を行い、宣言書を事業所等に掲示するとともに、その内容を実践することにより、社会全体で横断歩道における歩行者優先意識の向上を促していきます。

### ■ 対象（県内の事業所）

トラック、タクシー、バスの運輸・運送関連事業所等のほか、業務車両を所有する全ての事業所です。

### ■ 募集方法

#### ● 兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班への応募

兵庫県ホームページに掲載の「横断歩道 歩行者優先宣言」賛同ページ（電子申請システム）にアクセスして、必要事項を直接入力・選択していただき応募する方法と、賛同書（様式1号）に必要事項を記入（入力）していただき、応募先までメール又はFAXで送付する方法があります。

後日、賛同書に記入されたご住所に、宣言書を郵送します。

#### ● 警察署交通課窓口（交通総務係）への応募

賛同書をお近くの警察署へお持ち込みいただき、申し込むことができます。賛同書をお持ちでない場合、窓口の警察官に申し出てください。

後日、警察署から宣言書をお渡しします。

### 【応募先】

〒650-8567（固定郵便番号のため住所省略可）

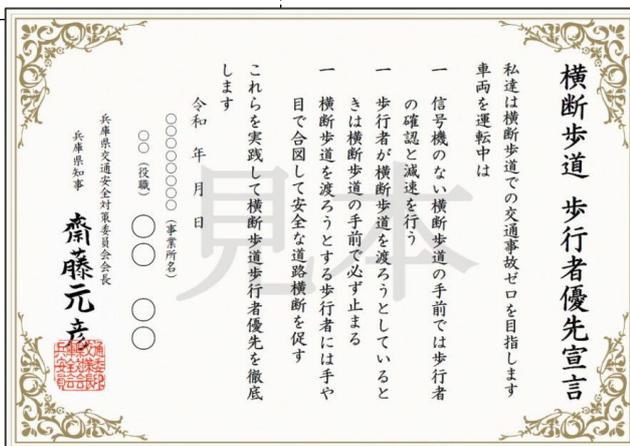
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班

TEL : 078-362-3879（直通）

FAX : 078-362-4465

MAIL : seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp



横断歩道 歩行者優先宣言

私達は横断歩道での交通事故ゼロを目指します  
車両を運転中は

一 信号機のない横断歩道の手前では歩行者の確認と減速を行う

一 歩行者が横断歩道を渡ろうとしているときは横断歩道の手前で必ず止まる

一 横断歩道を渡ろうとする歩行者には手や目で合図して安全な道路横断を促す

これらを実践して横断歩道歩行者優先を徹底します

令和 年 月 日

○○○○○○○（事業所名）  
○○○○○○○（役職）

兵庫県交通安全対策委員会 会長  
兵庫県知事  
齋藤元彦

## 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

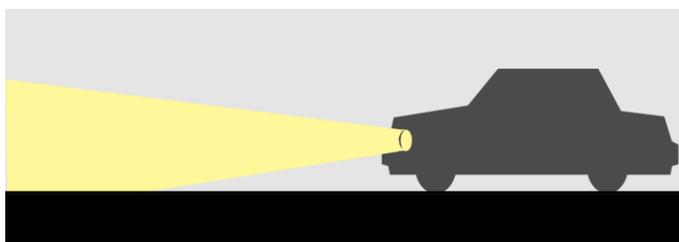
### ハイビームの活用 ～原則ハイビーム～

ドライバーは夕暮れ時の早めのライト点灯を実践するとともに、ハイビームを適切に活用して歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

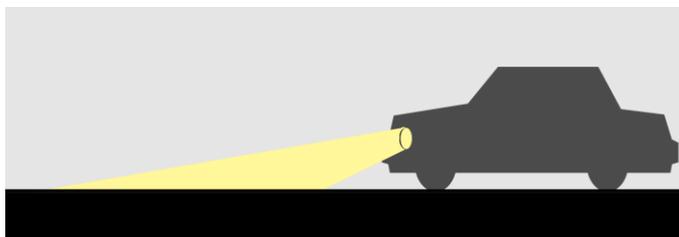
季節	点灯推奨時間
<b>秋季・冬季（9月～2月）</b>	<b>午後4時</b>
春季（3月～5月）	午後5時
夏季（6月～8月）	午後6時

#### ■ ハイビームとロービームの違い

- ハイビーム（上向き）… 正式名称は「走行用前照灯」照射距離約 100 メートル



- ロービーム（下向き）… 正式名称は「すれ違い用前照灯」照射距離約 40 メートル



#### ※ 注意点

ハイビームは他の車両等を眩惑げんわくさせるおそれがありますので、対向車と行き違うときや他の車の直後を通行するときは、前照灯を減光するか下向き（ロービーム）に切り替えましょう。

### 夜間の安全運転のポイント

- 1 暗い道で対向車や先行車がない場合は、ハイビームを活用
- 2 交通量の多い市街地などを走行する場合や対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えて走行  
※ 対向車が自転車の場合も確実にロービームに切り替えましょう。
- 3 昼間より速度を落とした運転

## 飲酒運転等悪質・危険な運転の根絶

### 飲酒運転情報提供メール等の利用

兵庫県警察ホームページにおいて

- ・ 飲酒運転情報提供メール
- ・ あおり運転情報提供メール

が運用されています。

悪質・危険な飲酒運転やあおり運転を絶対に許さないためにも情報提供をお願いします。

※ 緊急性がある場合は、110番通報をお願いします。

※ 自転車や特定小型原動機付自転車も飲酒運転になります。

大相撲力士 大関 貴景勝 貴信 (倉屋市出身)

飲酒ドライバーは社会から **押し出し!!**

	罰則	違反点	処分	
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点	免許取消し	
酒気帯び	0.25mg以上	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	25点	免許取消し
	0.15mg～0.25mg	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	13点	免許停止

一般財団法人兵庫県交通安全協会・一般社団法人兵庫県自動車協会連合会・兵庫県警察

## 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

### 自転車の事故防止

自転車関連の交通事故件数・傷者ともに年々おおむね減少傾向にある一方で、交通事故全体に占める割合は、過去10年間を通して20%を上回った状態で推移しています。

自転車が第一当事者となる事故については一時不停止や信号無視等の法令違反が認められることから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要です。

また令和6年5月24日に公布された改正道路交通法により、6か月以内に自転車運転中の携帯電話の使用等の禁止、酒気帯び運転の罰則規定が整備されるほか、2年以内には信号無視等の交通違反に反則金を納付させる「青切符」による取締りが導入されます。

今一度、交通ルールを確認していただき安全運転をお願いします。

**改正道交法 2024のポイント**  
～自転車の交通ルールが変わります～

**1 反則金を導入**  
16歳以上の信号無視や一時不停止等は交通反則通告制度（反則金納付）の対象に

**2 罰則の強化**  
自転車運転中の携帯電話使用等の禁止、酒気帯び運転の罰則規定を整備

**3 安全確保**  
自動車は、その間隔に応じた安全な速度で進行することを義務付け  
自転車は、できる限り道路の左側端に寄って通行することを義務付け

2024年5月24日に公布された改正道路交通法により、**1**と**3**は公布から2年以内、**2**は6か月以内に施行されます！

兵庫県警察本部 交通部 交通企画課 令和6年

**自転車安全利用 五則を守ろう！**

**1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先**  
自転車は車の仲間なので、車道を走らなくてはなりません。歩道の歩道を走りましょう。ただし、例外として、歩道を走ってもいい場合があります。

**2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**  
「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いてある場所では、必ず止まって左右の安全確認をしましょう。標識などがなくても、見通しの悪い場所では、徐行して左右の安全確認をしましょう。

**3 夜間はライトを点灯**  
ライトを点灯すると、前方の様子が見えるだけでなく、他の車などにあなたの存在を知らせることになるので安全です。

**4 飲酒運転は禁止**  
自転車は車の仲間です。お酒を飲んだら絶対に乗ってはいけませんし、こどももお酒を飲んではいけません。

**5 ヘルメットを着用**  
2023年4月から、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が設けられました。ヘルメットはあなたの頭部を守ってくれるアイテムです。自転車に乗って事故に合い、死亡した人の半数以上が、頭部に致命傷を負っていました（2021～2023年・兵庫県統計）。ヘルメットをかぶり、大事な命を守りましょう。

### 乗車用ヘルメットを着用しよう

- 全ての自転車利用者、ヘルメット着用が努力義務化
- 安全が確認されたマーク表示のあるヘルメットを使用



JISマーク



SGマーク



JCF公認マーク



JCF推奨マーク

CEマーク（EN1078）、CPSCマークなど、他にも安全基準が存在します

兵庫県警察本部 交通部 交通企画課

## 特定小型原動機付自転車に関する主なルール

### ■ 特定小型原動機付自転車の区分

改正道路交通法（令和5年7月1日施行）により、原動機付自転車に新たな車両区分として**特定小型原動機付自転車**が新設されました。

	原動機付自転車	
	第一種原動機付自転車	特定小型原動機付自転車
最高速度	30km/h以下	20km/h以下
定格出力	0.6kW以下（内燃機関は50cc以下）	0.6kW以下
長さ	2.5m以下	1.9m以下
幅	1.3m以下	0.6m以下
高さ	2 m以下	-
仕組み	-	AT機構であること
最高速度表示灯	-	緑色の灯火：点灯・点滅

※ 特定小型原動機付自転車は走行中に最高速度の変更ができないことが必要

※ 歩道を6 km/h以下で走行するモードを有しないものは、点灯機能は不要

### ■ 特定小型原動機付自転車の保安基準への適合

特定小型原動機付自転車は、道路運送車両法の保安基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならないとされているため前照灯、警音器等の備え付けが必要となり、性能等確認済シール等が貼付されているものについては、保安基準を満たしています。

詳しい保安基準等については、警察庁、国土交通省、経済産業省のホームページ等に記載されています。

【警察庁HP】



【国土交通省HP】



【警察庁作成動画①】



【警察庁作成動画②】



【経済産業省HP】



【JA共済連HP】



【JA共済連作成動画】



上記ホームページや動画も参考にして下さい！

■ 特定小型原動機付自転車の主な交通ルール

特定小型原動機付自転車の主な交通ルールについては以下の表の通りです。

区分 \ 種類	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
運転免許証	不要	
ヘルメット	努力義務	
自賠償保険	必要	
ナンバープレート	必要	
最高速度	時速20km/h	時速 6 km/h
走行場所	車道・普通自動車専用通行帯・自転車道	特定小型原動機付自転車の走行場所 + 歩道（自転車歩道通行可のみ）・路側帯（歩行者専用路側帯を除く）
年齢制限	16歳以上	

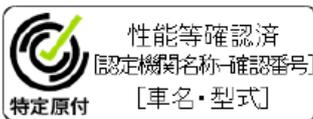
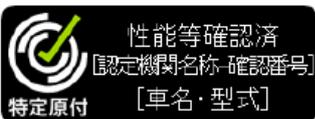
※ 特定小型原動機付自転車には最高速度等により、**特定小型原動機付自転車**と**特例特定小型原動機付自転車**の2種類に分類されます。

# 特定小型原動機付自転車 令和5年7月1日改正 に関する主な交通ルールについて

兵庫県警察本部  
交通企画課

**特定小型原動機付自転車は16歳以上に限り、免許がなくても運転することができます。**  
**構造上の最高速度が時速6キロ以下に制御して緑色の灯火を点滅させるなどした場合に限り、自転車歩道通行可の標識がある歩道を走行することができます。**

保安基準に適合した特定小型原動機付自転車を使用しましょう。



性能等確認済み(保安基準適合)シール

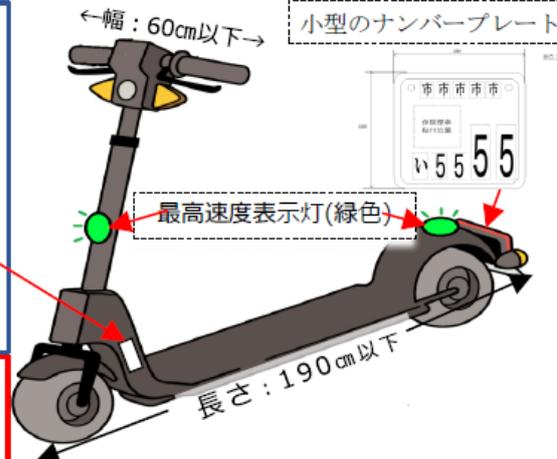
ヘッドライト・灯火・警音器・後部反射器等が保安基準に適合していますか？

### 【その他必要な事項】

- ・自賠責保険(共済)
- ・ナンバープレート

※電動キックボード等には運転免許の必要な一般原動機付自転車に該当するものもあります。

- 交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要ですので、**乗車用ヘルメットを着用**しましょう。



「特定小型原動機付自転車」は座席付、三輪、四輪など様々な形状があります。上記イラストの他、【車体の構造】として  
・20km/hを超えて加速不可  
・走行中に最高速度(6k・20k)の設定不可  
・オートマチック・ミッションであること。等基準有

## ●各種法令に違反すれば、検挙・処罰される場合があります。

### ◎ 主な交通ルール

- **飲酒運転は厳禁**
- 原則として、**車両用の信号に従わなければなりません。**
- 道路標識等に従わなければなりません。



### ○ 一時停止すべき場所

道路標識等により一時停止すべきとされているときは、停止線の直前(停止線がない場合は交差点の直前)で一時停止しなければなりません。



◎ 通行する場所

○ 車道通行の原則

車道と歩道又は路側帯の区別のあるところでは、**車道**を通行しなければなりません（自転車道も通行することができます）。

道路では、原則として、**左側端**に寄って通行しなければならず、**右側**を通行してはいけません。

【通行場所のイメージ】

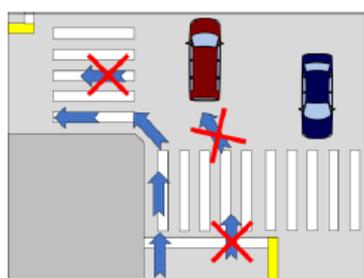


○ 左折又は右折の方法

・ 左折の方法

左折をしようとする場合には、後方の安全を確かめ、あらかじめ**ウィンカー**を操作して**左折の合図**を行い、できるだけ道路の左端に沿って十分に速度を落とし、**横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません。**

【イメージ】

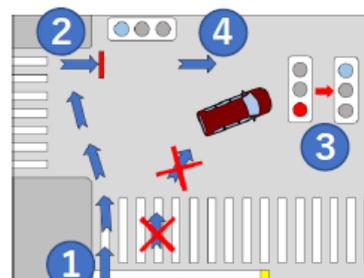


・ 右折の方法

どのような交差点でも、いわゆる**「二段階右折」**（※）をしなければなりません。

※ 青信号で交差点の向こう側まで直進し、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むこと

【イメージ】



◎ 例外的に歩道を通行できる場合

**特例**特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合に限り、歩道を通行することができます。通行することができる歩道は、全ての歩道ではなく、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限られます。

【特例特定小型原動機付自転車の基準】

- 最高速度表示灯（緑色の灯火）を点滅させていること
- 時速6キロメートルを超えて加速することができない構造であること 等
- ※ スロットル等の操作により、これ以上の速度で走行できる場合には、基準は満たさず、歩道を通行することができません。



「普通自転車等及び歩行者等専用」

ペダル付き原動機付自転車は自転車ではありません！

ペダルと原動機を備える車両であっても、スロットルが備えられているものや、駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）の基準に適合しないものは、「自転車」ではなく「一般原動機付自転車」や「自動車」です。



# 危険！ ルールを無視した ペダル付き 電動バイク

ペダル及びモーターを備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの

**自転車ではなく、  
一般原動機付自転車又は自動車です!!**

モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。

### 公道を走行するために必要なこと

<b>Check 01</b>	一般原動機付自転車等を運転することのできる運転免許	<b>Check 02</b>	ブレーキランプ、ウインカー、バックミラー等の備付け
<b>Check 03</b>	ナンバープレートの取付け・表示	<b>Check 04</b>	自動車損害賠償責任保険（共済）への加入

警察庁・都道府県警察

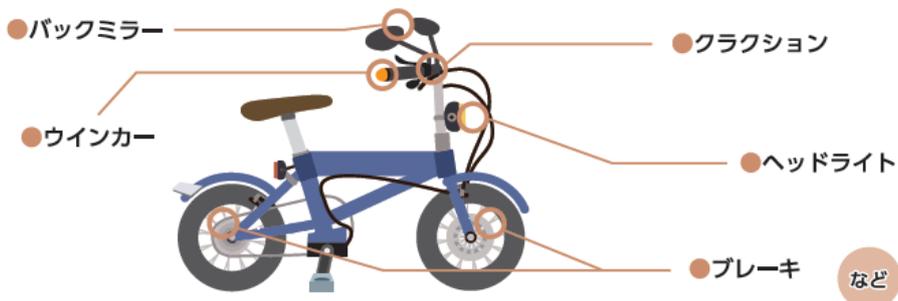
交通安全を守って  
つながる笑顔



# ルールの無視は罰則の対象です！



保安基準に適合しなければなりません



## 自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用(購入)する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。



TS マーク



型式認定を受けているものはこちら

《交通企画課》